

平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：大臣官房公文書管理課

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：2. 公文書館関連政策

政策名	公文書等の保存及び利用の取組
基本目標	歴史資料として重要な公文書等が体系的に保存され、国民がそれを容易に利用できるようになるよう、その管理の一層の充実を図る。
評価方式	実績評価方式

1 政策概要及び評価結果総論

(1) 政策の背景・必要性

国の活動や歴史的事実の正確な記録である公文書は、過去から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民共有の知的資源であり、こうした公文書を十全に管理・保存し、後世に伝えることは、国の重要な責務である。特に、歴史的に価値のある公文書が確実に公文書館に移管されるようにするため、保存期間を終えていない公文書の評価選別や散逸防止のための中間書庫制度の導入について早急に検討することが必要となっている。このため、実験的に中間書庫を試行する「中間書庫パイロット事業」を実施することとした。

(2) 根拠法令等

◆国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）

(3) 評価対象施策

①公文書館制度の推進

(4) 評価結果総論

○施策評価結果一覧

	S	A	B	C	未集計等
1	①	0	0	0	0

○総合的評価

中間書庫パイロット事業の実施により、今後の中間書庫制度の導入に向けた準備が進められ、公文書館制度の充実に向けた成果をあげることができた。

(5) 政策全体の課題と今後の取組方針

平成 21 年 6 月に成立した「公文書等の管理に関する法律」の施行及び公文書館制度の充実を含めた公文書の保存・利用に向けた体制の整備に取り組む必要がある。平成 21 年度には「公文書管理課」を設置し、公文書管理に係る取組を明確にしたところであり、今後も引き続き組織体制の充実強化に努めることとしている。

平成 23 年度以降、各府省が公文書等の集中管理をする上で、また、国立公文書館が各府省の委託を受けて中間書庫を設置する上で、活用できるような検証結果を得られるよう、平成 22 年度は、取扱文書量をさらに拡大し、中間書庫パイロット事業を着実に実施する。

2 各施策の概要及び評価結果

(1) 公文書館制度の推進〔大臣官房公文書管理課〕

ア 施策の概要

歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管を進めるとともに、中間書庫システムの実現に向けて、平成 19 年度より引き続き内閣官房、内閣府の行政文書の一部を受け入れパイロット事業を実施し、問題点等の把握・検証を行うなどの事業に積極的に取り組む。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	52	134	91

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		S			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
中間書庫パイロット事業における取扱い文書量	目標値	—	対前年度比増	対前年度比増	
	実績値	239	262	1,300	目標以上の成果を達成できた (S)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

平成 18 年 6 月の内閣官房長官懇談会報告書により提言された公文書等の中間段階における集中管理の仕組み（いわゆる「中間書庫」）の制度を実現するため、平成 19 年度から中間書庫パイロット事業を実施している。パイロット事業では、制度設計に資するため、実際の導入に向けた利便性、迅速性、安全性等の要素を検証しているが、昨年度よりも多い取扱文書量が確保でき、より多角的な検証を行うことができた。

<効率性>

パイロット事業で取り扱う文書量が昨年度より大幅に増えたことにより、各部局が国立公文書館へ歴史的公文書等を移管する際、煩雑な協議等の手続きが緩和され、ひいては他の重要作業に集中でき、また、各部局の書庫スペースの有効活用等により業務の効率化にも資することができた。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
平成 23 年度以降、各府省が公文書等の集中管理をする上で、また、国立公文書館が各府省の委託を受けて中間書庫を設置する上で、活用できるような検証結果を得られるよう、平成 22 年度は、取扱文書量をさらに拡大し、中間書庫パイロット事業を着実に実施する。	予算要求	予算の廃止を検討 (平成 22 年度予算額 30 百万円)
	事務の改善等	平成 22 年度は取扱文書量をさらに拡大し、より積極的に事業を推進する。そして、パイロット事業での検証結果に基づく知見を各府省及び国立公文書館に提供することにより、平成 23 年度以降、各府省等が公文書等の集中管理をする上で活用することとする。一方、取扱文

		書については国立公文書館の中間書庫事務に引き継ぐ。
公文書管理法の施行及び公文書館制度の充実を含めた、公文書の保存・利用に必要な体制の整備に取り組む。	予算要求	公文書管理法施行及び公文書の保存・利用に必要な予算を要求することとしている。 <平成 23 年度概算要求 31 百万円> (平成 22 年度予算 71 百万円)
	事務の改善等	公文書管理法の施行に伴う必要な体制の整備に留意しつつ、業務の適切かつ効率的な実施に努める。

オ 有識者の意見等

なし

(参考 1) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
第 159 回国会施政方針演説	平成 16 年 1 月 19 日	政府の活動や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。
第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	年金記録などのずさんな文書管理は言語道断です。行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します。

(参考 2) 文献及びデータ等

- ・ 公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告 (平成 20 年 11 月) (資料 1)
- ・ 中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書 (平成 18 年 6 月)

(参考 3) 測定指標の設定の考え方

測定指標		設定の考え方
(1)	中間書庫パイロット事業における取扱い文書数対前年比増	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定した